

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

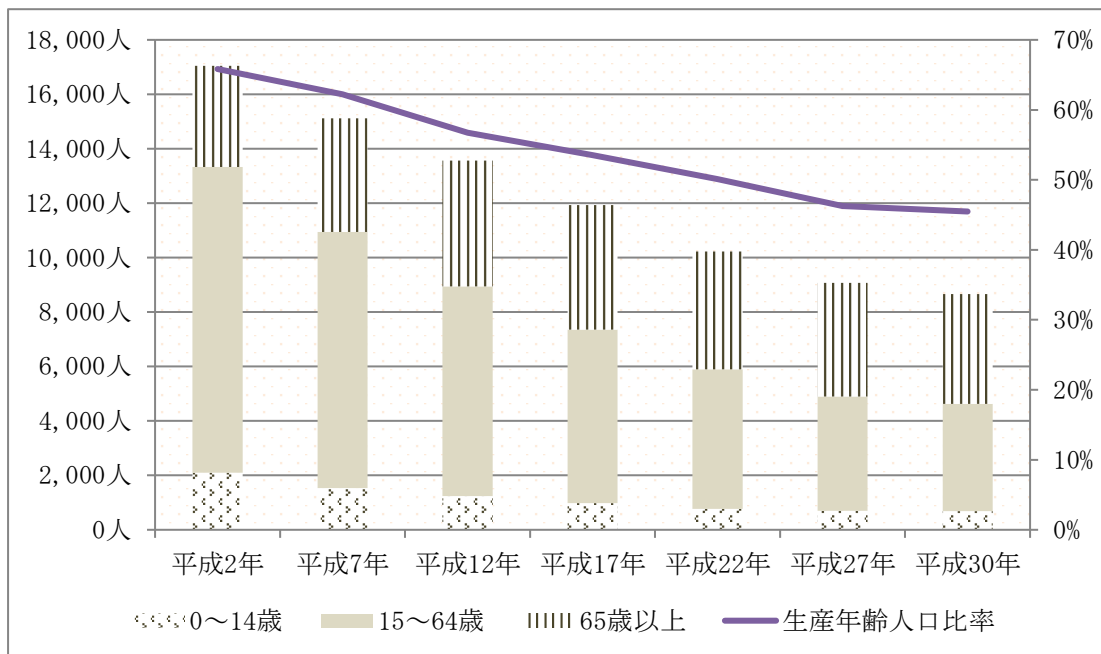
本市では、基幹産業であった炭鉱が閉山し、平成元年の北炭幌内炭鉱閉山後の平成2年に17,049人あった人口が、現在までの間に、8,000人を超える人口が減少した。その間の推移をみると、転出超過による人口の社会減及び高齢化率の上昇に伴う自然減の影響が大きく、人口の減少に歯止めがかからない状況となっている。その傾向は別表1に現れており、人口に占める高齢者の割合が高くなり、生産年齢人口の割合は人口減少とともに低下し、平成27年には、50%を下回った。

本市の産業構造を、平成12年と平成27年の統計で比較すると、15年の間で産業構造の変化が発生している（別表2）。製造業等の事業所の閉鎖が相次ぎ、第二次産業の従事者が大きく減少した。その影響によって本市の産業構造は、第二次産業従事者の比率が大きく低下し、第三次産業従事者の比率が高くなった。

中小企業者の実態をみると、社会情勢の動向により厳しい経営を強いられており、売上の減少や人手不足といった課題を抱え、先行きの不透明感が強い状況である。

別表1 三笠市の人口の推移について

	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	合計	生産年齢人口比率	高齢人口比率
平成 2 年	2, 102 人	11, 224 人	3, 723 人	17, 049 人	65. 8%	21. 8%
平成 7 年	1, 538 人	9, 407 人	4, 171 人	15, 116 人	62. 2%	27. 6%
平成 12 年	1, 243 人	7, 695 人	4, 623 人	13, 561 人	56. 7%	34. 1%
平成 17 年	975 人	6, 383 人	4, 569 人	11, 927 人	53. 5%	38. 3%
平成 22 年	773 人	5, 121 人	4, 327 人	10, 221 人	50. 1%	42. 3%
平成 27 年	694 人	4, 199 人	4, 181 人	9, 076 人	46. 3%	46. 1%
平成 30 年	683 人	3, 940 人	4, 041 人	8, 664 人	45. 5%	46. 6%



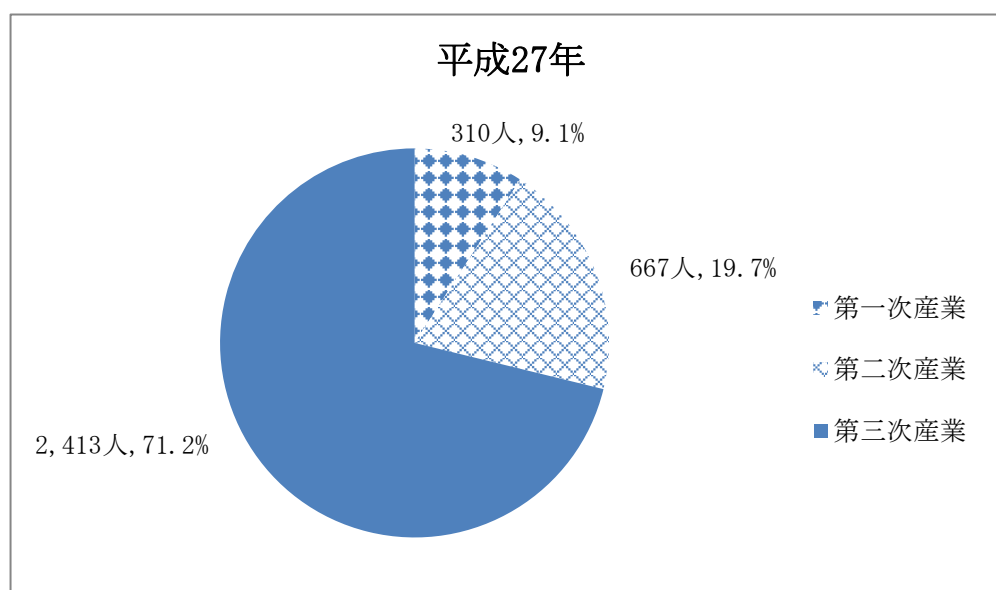
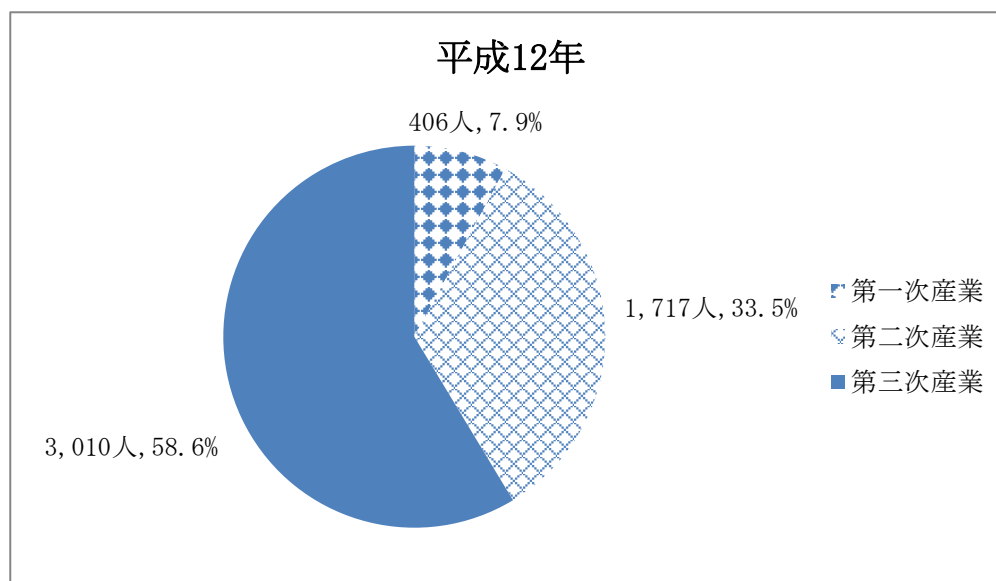
資料 平成 2 年～平成 27 年は国勢調査

平成 30 年は平成 30 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳の人口

注) 平成 27 年の総人口の中に、年齢不詳が 2 名いるため、年齢別人口に含んでいない。

別表2 三笠市の各産業従事者について

	平成12年	比率	平成27年	比率	増減
第一次産業	406人	7.9%	310人	9.1%	▲96人
第二次産業	1,717人	33.5%	667人	19.7%	▲1,050人
第三次産業	3,010人	58.6%	2,413人	71.2%	▲597人
合計	5,133人		3,390人		



資料 平成12年、平成27年国勢調査

(2) 目標

本市の産業は第一次産業から第三次産業まで幅広く活動しており、工業団地を有していることや、市街地から郊外まで各地域で活動している事業所を支援していく必要がある。

中小企業者においては設備の老朽化が進んでいる状況にありながら、新たな設備投資が停滞している状況にある。少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性の向上を促す必要がある。

そのため本市では生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づき、導入促進基本計画を策定する。

本市の導入促進基本計画策定に伴う目標は、中小企業者の労働生産性を向上させ、収益の増加を実現することによって、経営基盤の強化、さらには雇用の増加につなげることを目標とする。計画期間中の先端設備等導入計画の認定は 6 件程度を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入の目的は中小企業者の生産性向上であることに鑑み、本市が先端設備等導入計画を認定するに当たっては、労働生産性の向上を判断基準として設定する。労働生産性の目標伸び率は、年平均 3%以上とし、5 年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である 5 年後までの労働生産性向上の目標伸び率は 15%以上、計画期間が 4 年間の場合は 12%以上の目標伸び率、3 年間の場合は 9%以上の目標伸び率を設定することとする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×1 人当たり年間就業時間）で除したものとする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

事業効果を上げるため地域を限定せず、三笠市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は第一次産業から第三次産業まで幅広く活動しており、事業者の生産性向上を実現する必要がある。このため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT

導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者が策定する先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・事業者においては、雇用の安定に配慮することとし、人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。